

# 投資等ワーキング・グループ関連

提案事項名	該当頁
1 - 所属銀行100%子会社の銀行代理業子会社による貸付の返済管理の緩和	1
2 - 生産緑地法に関する規制緩和	2
3 - 食品加工の開業に伴う規制の緩和について	2
4 - 中小企業信用保険法第2条第5項第5号の指定業種決定権の一部を地域へ移譲することについて	2

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
1	28年 11月29日	29年 1月31日	所属銀行100%子会社の銀行代理業子会社による貸付の返済管理の緩和	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・債権管理回収業務は、「債権管理回収業に関する特別措置法(以下「サービサー法」)」による許可を受けた債権管理回収業者に取扱いが限定される。</li> <li>・サービサー法は、債権管理回収業者は専業事業者であることを求めており、債権管理回収業者が兼業を行う場合は、サービサー法に基づく法務大臣の承認が必要。</li> <li>・金融庁の定める監督指針では、「銀行法第2条第14項各号に掲げる行為を行う営業に通常附帯して行われる業務(例えば、預金の払戻しの代理又は媒介、貸付金の弁済の受領等)については、債権管理回収業に関する特別措置法に基づく債権管理回収業など他の法令において免許、許可、登録等が必要とされている業務に該当する場合を除いて、原則として、法第52条の38第1項第3号に規定する他業に該当しない」と規定。</li> </ul> <p>【具体的要望内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所属銀行100%出資子会社が銀行代理業を営み、所属銀行から委託を受けた貸付業務の銀行代理業務で担当する顧客から、元利金支払額・利率・返済期日の延長・短縮、担保保全内容の変更などの借入条件変更(リスケジュール)の申出がある場合、銀行代理業務に通常附帯する業務の一環として、条件変更への対応を代理媒介できるようにしていただきたい。</li> <li>・所属銀行100%出資子会社が貸付業務の代理・媒介を行う場合、所属銀行から委託を受けた貸付の代理・媒介業務に通常附帯する業務として、元利金の決済確認、入金未済の場合の入金依頼を行えるようにしていただきたい。</li> </ul> <p>【要望理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業性融資を扱う銀行代理業者は、顧客である中小企業や個人事業主の貸付・預金・為替の銀行代理業務とその付随業務の範囲で経済環境や業界動向の情報提供等も含めて支援を行う。中小企業や個人事業主など事業者に対し、日頃の経営状況の把握や経営相談等を通じ、顧客の実態把握を行い、銀行の代理人として、銀行と顧客の取引関係の維持発展に努めている。</li> <li>・顧客は自己の経営状況や資金繰り状況に照らすと、銀行と当初定めた借入条件では返済が苦しいと判断される場合は、銀行に対して借入条件の緩和を申出ることがある。銀行は金融円滑化の精神を遵守し、借入条件の適切な見直しを検討している。</li> <li>・顧客が借入条件の見直しを求める場合、銀行代理業者が銀行のため取り行う借入条件の見直しの代理媒介を担うことは、銀行代理業の趣旨を損なうものではなく、事業主への円滑な資金供給を維持に資する。</li> <li>・また、銀行代理業者は、銀行から委託を受けた業務にて担当する顧客に関し、日頃の動態把握や経営状況の把握を通じ、銀行の与信運営管理に必要な情報を収集することは、銀行と事業主との円滑な取引関係の維持や資金需要発生時の円滑・迅速な対応にも資する。</li> <li>・所属銀行100%出資子会社による銀行代理業においては、所属銀行と同等の内部管理・事務管理・顧客管理を行っていることから、顧客保護は銀行同等の対応を期待でき、同業務を銀行代理業子会社に緩和しても問題は少ないと考える。</li> <li>・そのため、上記要望2点の緩和は、中小企業や事業主への円滑かつ安定的な資金供給につながるものとして緩和をお願いしたい。</li> </ul>	都銀懇話会	金融庁

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
2	29年 1月11日	29年 1月31日	生産緑地法に関する規制緩和	<p>生産緑地法第10条に生産緑地の買い取りの申出が定められております。同条後段において、「当該生産緑地が他人の権利の目的となつているときは、第十二条第一項又は第二項の規定による買い取る旨の通知書の発送を条件として当該権利を消滅させる旨の当該権利を有する者の書面を添付しなければならない。」と定められ、ここにおける「他人の権利の目的」について、国土交通省は「生産緑地法の解説と運用 生産緑地法の改正と農地税制」1991年刊行、建設省都市局都市計画課・公園緑地課監修の書籍の中で送電地役権者を含むと書いてあることを理由に地方自治体に対しても同様の取り扱いをすることを求めています。しかしながら、送電会社は送電地役権を一度設定すると解除することを想定しておらず、生産緑地法第10条後段に定める書面の作成をしてくれません。なぜなら新たな送電計画の設定と新たな送電鉄塔などの建設と莫大な予算と時間を費やすものであることが自明だからです。その結果として生産緑地法に定める買い取り申出ができず土地所有者に過大な負担を強いる結果となっています。</p> <p>一方で、送電地役権はその高い公共性から土地収用法の対象となっております(第三条17号)また通商産業省は送電線の建設等に際しては、他人の土地等の一時的な利用が必要となることがあるため、土地収用法以外にも電気事業の公益性に鑑み、電気事業法その他の個別法において、各種「公益事業特権」を規定しています。さらに、1991年当時と異なり国有財産法 地方自治法が改正され、行政財産である土地に地上権・地役権を設定することが可能となっており、送電地役権設定がされている土地でも行政財産とすることが可能となっています。</p> <p>以上のことから、生産緑地法第10条後段に定める「当該生産緑地が他人の権利の目的となつているとき」に送電地役権は該当しないと取り扱いを変更して欲しい。</p>	個人	国土交通省
3	29年 1月13日	29年 1月31日	食品加工の開業に伴う規制の緩和について	<p>私は、稲作農家です。食品加工の開業に伴う規制の緩和について、建物の完成に伴い、営業許可の手続きが必要になります。</p> <p>(1) まずは、「あじまん」です。関東や東北地方で営業しています。秋田県能代市では、ホームセンターの敷地内で約2坪位のプレハブで営業しています。あじまんと呼ばれる菓子や、たこ焼きを製造及び販売をしています。中をのぞくと菓子製造業と飲食店の営業許可証が貼られていました。この会社に問い合わせたところ秋田県は菓子製造業と飲食店の営業許可証が必要との回答でした。他県では菓子製造業の営業許可でよいそうです。</p> <p>(2) 製造施設が小さく狭い場合やドア等で部屋を区切らない場合が多々見受けられます。つまり製造室、包装室、材料保管庫等一室でまかなって営業している食品加工施設もあります。これについても規制緩和をお願いします。</p> <p>(3) 以前、保健所から食品加工所の指導を受けました。その一つは出口と入口を設けるようにとの指導でした。これが、大変です。入口から入る毎に出口に履き物を準備しなければなりません。又、この事で秋田県総合食品研究所の職員から、この出口と入口があるため建物内に雑菌が入るおそれがあると指摘されました。</p> <p>(4) 仕出し業の営業許可で弁当を製造販売の件です。この弁当からご飯を除くと惣菜になるといわれ、他店に卸す場合は惣菜の営業許可が必要と回答をいただきました。</p> <p>以上を含め、女性一人で5坪程度の食品加工施設で少量多品目の弁当等を製造販売をする予定です。納豆を生業として製造販売するのではなく、例えばおかずの一品に納豆を入れる場合でも納豆製造業、麺を入れるには麺製造業、菓子を入れれば菓子製造業、その他仕出し業、そうざい業の営業許可、あまりにも負担が大きいです。多品目の食品加工について、多くの製造業の許可を得なくても食の安全が担保出来れば、仕出し業の営業許可一つで上記の製造が可能なるようにしてもらいたい。</p>	個人	厚生労働省
4	29年 1月28日	29年 1月31日	中小企業信用保険法第2条第5項第5号の指定業種決定権の一部を地域へ移譲することについて	<p>平成28年9月8日受け付け管理番号281031013の中小企業信用保険法のいわゆるセーフティネット5号認定について御回答いただきありがとうございました。一つ確認がありまして再度お尋ねいたします。</p> <p>貴省回答で「セーフティネット保証5号は、全国的に業況の悪化している業種について、国がその構造転換を支援していくことを目的として、当該業種に属する中小企業に対して特別な保証を行うものである」とありますが、「国がその構造転換を支援」がよくわかりません。御存知のとおり、不況とされる業種(指定業種)は四半期ごと(3か月ごと)に見直されているものですが、例えば、第一四半期から第四四半期までの指定状況が「指定」、「非指定」、「指定」、「非指定」と交互になっている業種があるかと思いますが、そうでなくても「指定」、「指定」、「非指定」と6か月をスパンに交互というのがあると思います。いずれにしても年末満の短い期間でオンオフされている「指定、非指定」をもって「構造転換」ですか。</p> <p>四期連続で指定にしたけれども「構造転換」して欲しいから向こう八期(2年間)はどんなに業況悪くても指定しないから事業者の皆さん経営の見直しに専心してください、というならわかりますが、自分の勉強不足であれば申し訳ないとは思いますが、そここのところ教えてください。制度の狙いはそういうものなのでしょうか？</p>	個人	経済産業省